

令和4年2月市議会 教育厚生委員会資料

第43号議案

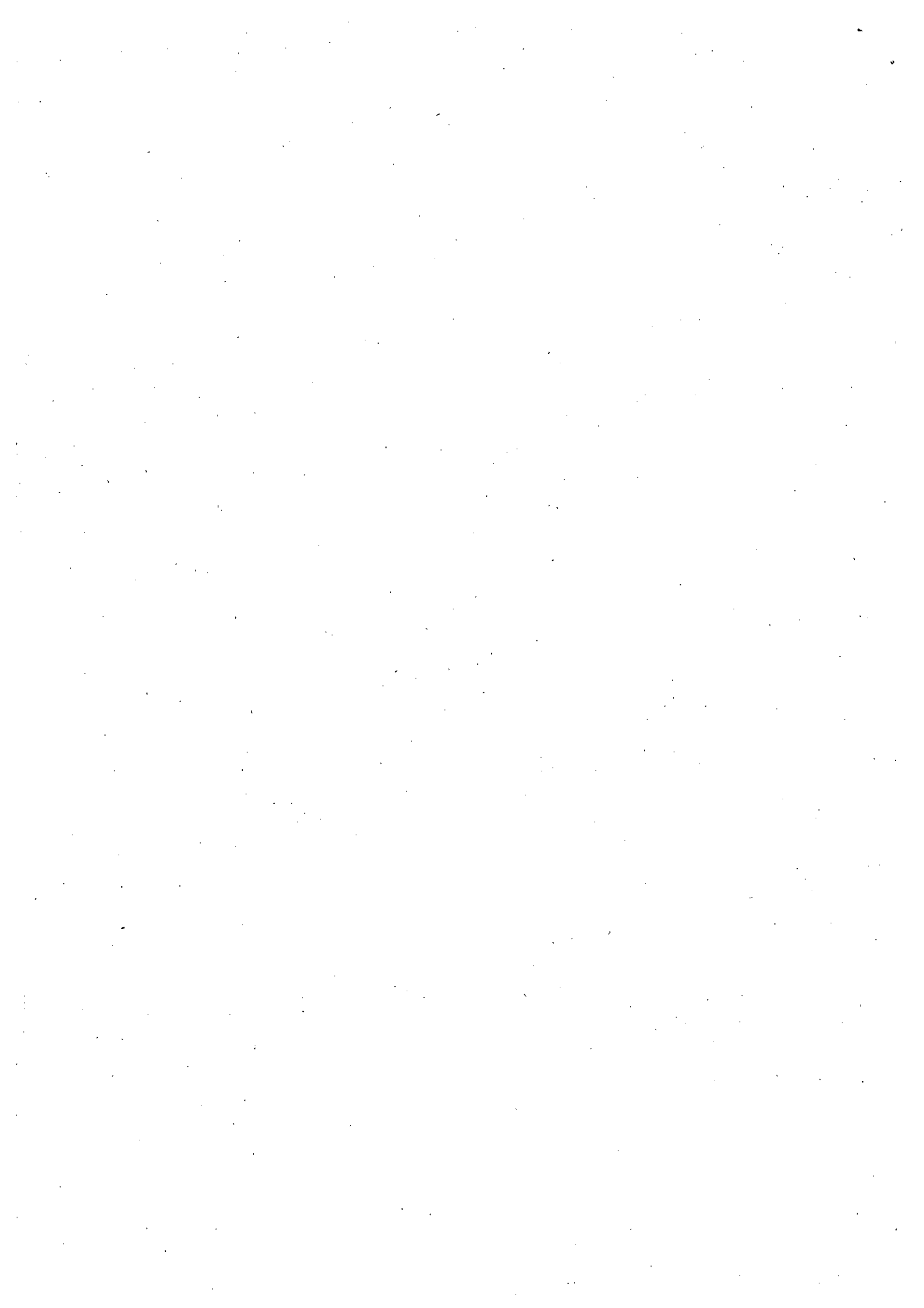
長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

目次

- 1 条例改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 4

福 祉 部

令和4年2月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）が改正されたことに伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）が改正され、同基準に基づき定めている本市基準条例の見直しを行う必要があるため。

(2) 改正する条例

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年長崎市条例第 80 号）

(3) 改正内容

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準で定める「従うべき基準」である「従業者の員数」を定める条文で引用している法律に条ずれが生じたことに伴い同基準が改正されたため、本市基準条例で定めている「従業者の員数」を定める条文においても、同基準の改正に従い引用している条文を、新旧対照表に記載のとおり改正するもの。

【見直しを行う条文】

ア 児童発達支援事業所（児童発達支援センター除く）（第 6 条第 2 項第 3 号）

イ 児童発達支援事業所（児童発達支援センター）（第 7 条第 2 項第 3 号）

ウ 放課後等デイサービス事業所（第 81 条第 2 項第 3 号）

(4) 施行日 令和 4 年 4 月 1 日

2 新旧対照表

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(令和元年長崎市条例第 80 号)

条例 (改正案)	条例 (現行)
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 6 条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 2 7 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 1 0 条第 1 項に規定する特定行為をいう。次条及び第 8 1 条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 2 7 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第 8 1 条において同じ。）を行う場合</p> <p>3～8 〔略〕</p> <p>第 7 条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 6 条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 2 0 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為をいう。次条及び第 8 1 条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 2 0 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第 8 1 条において同じ。）を行う場合</p> <p>3～8 〔略〕</p> <p>第 7 条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に</p>

条例（改正案）	条例（現行）
<p>は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 〔略〕</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第81条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 〔略〕</p> <p>第82条～第108条 〔略〕</p>	<p>は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 〔略〕</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第81条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 〔略〕</p>

条例（改正案）	条例（現行）
附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和4年4月1日から 施行する。	